

船舶事故等調査報告書

平成25年3月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012神第135号
事故等種類	衝突
発生日時	平成23年9月26日（月） 10時05分ごろ
発生場所	和歌山県日ノ御崎南西方沖 和歌山県美浜町所在の紀伊日ノ御崎灯台から真方位223° 3.8海里（M）付近 （概位 北緯33° 50.1′ 東経135° 00.5′）
事故等調査の経過	平成24年9月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 川洋丸、3,576トン 130668、新洋興産株式会社、太平洋興発株式会社 B 遊漁船 泰斗丸、7.3トン WK2-5202（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、三級海技士（航海） B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 船首部に擦過傷 B 右舷船尾部に亀裂等
事故等の経過	A船は、船長Aほか9人が乗り組み、船長Aが船橋当直に就き、平成23年9月26日10時03分ごろ日ノ御崎南西方沖を約12ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で北西進した。 船長Aは、左舷方に北進しているB船を初認し、B船がA船より速く感じたので、B船がA船の船首方向を通過するものと思い、B船の見張りを行いながら航行中、10時05分ごろ、紀伊日ノ御崎灯台から真方位223° 3.8M付近において、A船の船首部とB船の右舷船尾部とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、釣り客2人を乗せ、日ノ御崎沖の釣り場で釣りをし、船長Bが、釣り場を移動するため、船首方の見張りを行いながら約9knの速力で北進中、突然、右舷前方の煙突による死角から現れた右方から左方へ航行中のA船を初認したので、A船の船首方向を通過しようと思って増速したが、10時05分ごろA船と衝突した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東南東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
その他の事項	船長Aは、08時から12時まで当直中であった。

	B船の釣り客は、全員が救命胴衣を着用していた。
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし A船は、日ノ御崎南西方沖を北西進中、船長Aが、左舷方に視認したB船がA船より速く感じたのでB船がA船の船首方向を通過すると思い、針路及び速力を保持して航行したことから、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、日ノ御崎南西方沖を北進中、船長Bが、右舷前方の死角を補う見張りを適切に行っていなかったことから、A船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、日ノ御崎南西方沖において、A船が北西進中、B船が北進中、船長Aが、左舷方に視認したB船がA船の船首方向を通過すると思い、針路及び速力を保持して航行し、また、船長Bが右舷前方の死角を補う見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常時適切な見張りを行うこと。</li> <li>・ 他船と接近し過ぎないように安全な距離を保つこと。</li> <li>・ 死角となる構造物がある場合、死角を補う見張りを行うこと。</li> </ul>